

令和6年度前期分授業料免除申請について 重要なお知らせ

1. 令和2年度から、学部生の授業料免除については、高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）により実施しています。新制度により授業料免除を受けるには、日本学生支援機構の給付奨学金の申請が必要です。
2. 新制度の申込資格（大学等への入学時期等に係る基準、在留資格等に係る基準）を満たさない学生については、現行の授業料免除に申請が可能です。

（新制度の申込資格を満たさない主なケース）

1. 大学院生
 2. 外国人留学生
 3. 学部入学までの期間が高校卒業後2年を超える者
 4. 学部編入学までの期間が、編入学前の大学等に在学しなくなってから1年を超える者
- ※申込資格について、詳細は日本学生支援機構のホームページ等をご確認いただくか、学生課生活支援係へお問い合わせください。

以下の表で申請者区分を確認のうえ、該当する提出書類により申請を行ってください。
なお、授業料免除申請書類の詳細は「授業料免除申請のしおり」等でご確認ください。

申請者区分		提出書類
給付奨学金 申込資格あり	給付奨学金を申込済み	・ 授業料等減免の対象者の認定（または継続）に関する申請書【A様式1,2】 ・ 選考結果通知用封筒（長形3号に84円切手を貼り、父母等関係者の住所氏名を記入。裏面には、申請者の氏名と学籍番号を記入してください。）
	給付奨学金を申込予定 4月の在学採用に必ず申し込むこと	・ 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書【A様式1】 ・ 選考結果通知用封筒（長形3号に84円切手を貼り、父母等関係者の住所氏名を記入。裏面には、申請者の氏名と学籍番号を記入してください。）
給付奨学金 申込資格なし		・ 授業料免除申請書類一式

（提出窓口/問い合わせ先） 学生課生活支援係（TEL 0994-46-4889）

本用紙は、ほかの申請書類と一緒に必ずご提出ください。

申請者区分チェック

学籍番号：

学生氏名：

※申請書類を提出する前に、必ず□にチェックしてください。基準日は令和6年4月1日とします。

(1) 申請者本人は高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という。)対象者(申込資格があるもの)ですか？

<input type="checkbox"/> いいえ →下記【B】へ	<input type="checkbox"/> はい → 下記【A】へ <input type="checkbox"/> 新制度(日本学生支援機構給付奨学金)を新規に申し込み予定。 <input type="checkbox"/> 新制度(日本学生支援機構給付奨学金)を以前に申し込み済み。
---	--

【A】 授業料免除書類一式の提出は不要です。下記の書類をご提出ください。

<input type="checkbox"/> 申請者区分チェック(本紙)
<input type="checkbox"/> (給付奨学生以外) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)
<input type="checkbox"/> (給付奨学生) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書(A様式2)
<input type="checkbox"/> 選考結果通知用封筒(長形3) → 84円切手を貼付し、父母等関係者の住所・氏名を書いたもの。裏面には学籍番号と申請者の氏名を記入する。

【B】 申請者区分B：授業料免除書類一式の提出が必要です。

別紙の「令和6年度前期分授業料免除申請のしおり」から提出書類をご確認ください。